

裁 決 書

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

審査請求人 〇 〇 〇 〇

福岡県田川市中央町1番1号

処 分 庁 田川市長

審査請求人が令和元年7月17日に提起した、令和元年度軽自動車税の減免申請を非該当とする処分（以下「本件処分」という。）に係る審査請求について、次のとおり裁決する。

主 文

本件審査請求を棄却する。

事案の概要

- 1 平成31年4月26日、処分庁は、審査請求人に対し、審査請求人が所有する軽自動車に係る令和元年度軽自動車税の納税通知書（以下「本件納税通知書」という。）を、地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第446条第2項の規定に基づき、審査請求人宛てに普通郵便により発送した。
- 2 令和元年6月20日、処分庁は、令和元年度軽自動車税が納期限（令和元年5月31日）までに完納されなかったため、法第457条第1項の規定に基づき、審査請求人宛てに督促状を、普通郵便で発送した。
- 3 令和元年7月2日、審査請求人は、処分庁に対し、田川市市税条例（昭和26年条例第49号。以下「条例」という。）第90条第1項第1号の規定に基づき、令和元年度軽自動車税の減免申請をした。
- 4 令和元年7月12日、処分庁は、審査請求人に対し、前記減免申請について、条例第90条第2項の規定に基づき、申請期限を過ぎていることを理由に、非該当とする処分をした。

- 5 令和元年7月17日、審査請求人は、田川市長に対し、本件処分の取消しの裁決を求める審査請求を行った。

#### 審理関係人の主張の要旨

##### 1 審査請求人の主張の要旨

審査請求人は、次の理由により、本件処分について取消しの裁決を求めている。

- (1) 本件納税通知書が審査請求人の元に届かなかつたので、審査請求人は、自らが障害者であることを理由とした令和元年度軽自動車税の減免申請を申請期限内にすることができなかつた。
- (2) 審査請求人は、督促状が届いたことで令和元年度軽自動車税を納付しなければならないことに気付いた。
- (3) 処分庁は、平成31年4月26日に本件納税通知書を発送したと言うが、翌日から連休に入るので、本件納税通知書が届かないこともあり得る。普通郵便では届いたことの確定はできない。

##### 2 処分庁の主張の要旨

処分庁は、次の理由により、本件処分について棄却の裁決を求めている。

- (1) 本件納税通知書は、処分庁宛てに返送された事実はなく、また、審査請求人から不到達の立証もされていない。
- (2) 法第20条第4項の規定に基づき、本件納税通知書は、通常到達すべきであった時に送達があったものと推定する。

#### 理 由

##### 1 本件に係る法令等の規定について

- (1) 法第20条第1項において「地方団体の徴収金の賦課徴収又は還付に関する書類は、郵便若しくは信書便による送達又は交付送達により、その送達を受けるべき者の住所、居所、事務所又は事業所に送達する。」とされており、同条第4項において「通常の取扱いによる郵便又は信書便により第1項に規定する書類を発送した場合には、この法律に特別の定めがある場合を除き、その郵便物（中略）は、通常到達すべきであった時に送達があったものと推定する。」と規定されている。
- (2) 法第446条第2項において「軽自動車税を徴収しようとする場合において納税者

に交付すべき納税通知書は、遅くとも、その納期限前10日までに納税者に交付しなければならない。」と規定されている。

- (3) 条例第83条第2項において「軽自動車税の納期は、5月1日から同月31日までとする。」と規定している
- (4) 法第454条において「市町村長は、天災その他特別の事情がある場合において軽自動車税の減免を必要とすると認める者、貧困に困り生活のため公私の扶助を受ける者その他特別の事情がある者に限り、当該市町村の条例の定めるところにより、軽自動車税を減免することができる。」と規定している。
- (5) 条例第90条第1項において、市長は、同項第1号に定める「身体に障害を有し歩行の困難な者（中略）が所有する軽自動車等（中略）で、当該身体障害者（中略）又は当該身体障害者等（身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。）のために当該身体障害者等（身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。）を常時介護する者が運転するもののうち、市長が必要と認めるもの（1台に限る。）」について、軽自動車税を減免することができる」と規定している。
- (6) 条例第90条第1項第1号の規定によって軽自動車税の減免を受けようとする者は、同条第2項の規定により「納期限までに、市長に対して、（中略）申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して、提出しなければならない。」と規定している。

## 2 本件処分の適否について

### (1) 普通郵便により送達した本件納税通知書の有効性

法第20条第1項は、地方団体の徴収金の賦課徴収に関する書類は、郵便若しくは信書便による送達又は交付送達により、その送達を受けるべき者の住所、居所、事務所又は事業所に送達する旨を定めており、同条第4項は、通常取扱いによる郵便によって第1項に規定する書類を送達した場合には、この法律に特別の定めがある場合を除き、その郵便物は、通常送達すべきであった時に送達があったものと推定する旨を定めている。よって、本件納税通知書についても、それが通常取扱いによる郵便によって送達された場合には、特段の事情がない限り、通常送達すべきであった時に送達があったものと認めることができる。

本件納税通知書は、平成31年4月26日、審査請求人宛てに普通郵便により発送されており、市内の通常郵便事情に鑑みれば、審査請求人の主張する連休を考慮したとしても納期限である令和元年5月31日前10日まで（法第446条第2項）に

は配達されていると考えられるから、その頃までに送達があったものと推定され、かかる推定を覆すに足りる証拠は、審査請求人から提出されていない。

よって、普通郵便により送達した本件納税通知書は、適正な時期に送達されたものと推定される。

(2) 申請期限を過ぎたことを理由として行った本件処分の適法性

軽自動車税の減免は、法第454条の規定により「当該市町村の条例の定めるところにより、軽自動車税を減免することができる」とされており、同条に基づき、条例第90条により身体障害者等であることを理由に行う減免を定めている。同条第1項第1号の規定によって軽自動車税の減免を受けようとする者は、同条第2項の規定により「納期限までに、市長に対して、(中略)申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して、提出しなければならない」とされ、このほかに申請期限の例外を定めた規定はない。

軽自動車税の減免は、地方団体が自らの判断で一部の納税者に対して税を軽減し、又は免除するという例外的な措置である。よって、公平性の観点から、法、条例等の規定に基づき厳格に判断することが求められるものであると解される。

審査請求人は、本件納税通知書が届いていないことを理由に納期限を知らないことをもって本件処分の取消しを主張するが、条例においてそのような申請期限の例外を認める規定はなく、条例第90条第2項の規定により申請期限を過ぎていることを理由に非該当とした本件処分に違法性は認められない。

3 結論

以上のとおり、本件審査請求には理由がないから、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第45条第2項の規定により、主文のとおり裁決する。

令和元年10月25日

審査庁 田川市長 二 場 公 人

(教示)

1 この裁決については、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、田川市を被告として（訴訟において田川市を代表する者は田川市長となります。）、裁決の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、この裁決の取消しの訴えにおいては、不服申立ての対象とした処分が違法であることを理由として、裁決の取消しを求めることはできません。

処分の違法を理由とする場合は、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、田川市を被告として（訴訟において田川市を代表する者は田川市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

2 ただし、上記の期間が経過する前に、この裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、裁決の取消しの訴えや処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても裁決の取消しの訴えや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。